

(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年分
(年 月 日開催分)

- (ふ り が な)
1. 政治団体の名称
2. 主たる事務所の所在地

いけだじゅんこうえんかい
池田順子後援会

伊達市梁川町青葉町27番地

3. 代表者の氏名
4. 会計責任者の氏名

椎名 正枝

鈴木 愛子

(事務担当者の氏名)

池田 一子

(電話)

024-577-2025

(收受欄)



資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記帳	入 力
5352	☒	☒

政治団体の区分

- ☐ 政 党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☒ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名
- 公職の種類

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	135,011
(前年からの繰越額)	135,002
(本年の収入額)	9
支 出 総 額	0
翌 年 へ の 繰 越 額	135,011

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		
員 数		
(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		
(うち特定寄附)		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	
(寄附のうちあつせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア+イ)	0	

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(その7)の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その6)

(6) そ の 他 の 収 入									
摘 要		金 額						備 考	
		十 億	百 万	千	円				
この頁の小計									
1件10万円未満のもの								9	
合 計								9	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 11 日

政治団体の名称

池田順子後援会

会計責任者の氏名

鈴木 愛子



⑩

代表者の氏名 (解散団体のみ)

⑩

- (備考)
- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
 - 2 解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。